

令和8年度『学校栄養職員』産育休代替の募集について

江東区教育委員会事務局指導室では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1. 募集内容

(1) 職種

『学校栄養職員』（会計年度任用職員、地方公務員法の適用あり）

(2) 募集人数

1名

(3) 勤務場所

江東区立東川小学校

※家族や親族が通学・在籍している場合は勤務ができません。

(4) 主な職務内容

- ア 学校給食指導計画、運営計画等の策定に参画すること。
- イ 学校給食の実施に関する組織に参画すること。
- ウ 学校給食の献立の作成・給食食材の発注に関すること。
- エ 食物アレルギー対応を必要とする児童生徒への対応を行うこと。
- オ 家庭配付献立表・給食だより等の作成と印刷・配布に関すること。
- カ 給食の各種記録の管理に関すること。
- キ 学校給食の衛生管理の徹底を図るため、必要に応じて指導助言をすること。
- ク 衛生管理の各種点検・記録を確認し、管理すること。
- ケ 区の主催する衛生管理研修会に参加すること。
- コ 区からの衛生管理に関する通知や資料等を確認し、活用すること。
- サ 献立表で委託の調理責任者へ指示すること。
- シ 作業工程表、作業動線図の確認をすること。
- ス 委託調理の実態を把握し、調理業務の内容、提出書類等について、調理責任者・会社と調整すること。
- セ 望ましい食生活に関し、児童生徒及び保護者に対し、理解を深めさせるための活動を行うとともに資料を提供すること。
- ソ 家庭及び地域との連携推進のため、試食会・ふれあい給食等の実施に参画すること。
- タ 学校給食用物資購入の、業者並びに食材の選定、検収、食材の管理に参画すること。
- チ 年間収支計画を作成し、献立作成、食材の購入の際に考慮すること。
- ツ 給食費の収支の実態を把握すること。
- テ 献立作成会・検討会、事務説明会、業務連絡会、区主催の研修会へ出席

江東区教育委員会事務局指導室
会計年度任用職員（学校栄養職員）の募集

すること。

ト 学校給食に関する調査・公文書等の管理に参画すること。

※災害時には、割り振られた勤務時間において江東区地域防災計画等に定める各部の事務又は業務における補助等に従事していただきます。

2. 応募資格（求められる能力）

（1）必須項目

有効な栄養士免許の保有

（2）求められる能力

ア 学校給食に関する高い知識を有し、職務を遂行することができる方

イ 教職員と円滑なコミュニケーションが取れる方

ウ 公務員としての服務規律を守り、熱心に業務に取り組むことができる方

3. 任用期間

令和8年9月1日 から 令和9年3月31日 まで

※原則として、採用後1か月間は「条件付採用期間」となります。

※状況によって任用開始日が前後することがございます。

※産育代替のため、令和9年4月1日以降の公募によらない再度任用はありませんが、それ以降に本務者が育休を取得する場合や他校における欠員が生じた場合はこの限りではありません。その場合は、公募によらない再度任用への申込みが可能です。ただし、今年度のみ任用であり、令和9年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。

また、公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。

4. 勤務日数

月16日

5. 勤務時間

原則、8時15分から16時45分の間で7時間45分（休憩時間除く）

※所定勤務時間を超える勤務：あり（3～4月の間で、業務上やむを得ない場合のみ）

6. 報酬

（1）報酬形態

月額（243,997円）

※そのほか、上記5.における所定勤務時間を超える勤務に対して手当があります。

※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。

（2）通勤手当

江東区教育委員会事務局指導室
会計年度任用職員（学校栄養職員）の募集

上限55,000円

※居住地から勤務地までの距離や経路によって支給要件があるため、必ずしも申請通りの認定となるわけではありません。

※月途中からの任用の場合、任用開始月の通勤費は支給されません。

(3) 期末手当

基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給されます。

7. 休暇等

(1) 年次有給休暇

任用期間が6月以上の場合に年度単位で付与

(2) 特別休暇

ア 有給もしくは無給 ※勤務条件等により判定されます。

病気休暇、公民権行使等休暇

イ 有給

妊娠出産休暇、慶弔休暇、夏季休暇

ウ 無給

母子保健検診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出生サポート休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、F（エフ）休暇（生理休暇）、子の看護等のための休暇、介護休暇等

8. 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※勤務条件により加入対象外となる場合があります。

9. 応募方法

(1) 応募書類

ア 会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）

※家族や親族が江東区内の小中学校に通学・在籍している場合はその旨を記入してください。

イ 栄養士免許（写し）

(2) 応募方法

下記「申込み・問い合わせ先」宛て持参または郵送

※申込書の返却はいたしません。

(3) 応募期限

令和8年8月7日（金）必着

※応募数によっては応募期間が前後することがございます。

10. 選考

選考方法

書類選考・面接方式

11. 注意事項

- (1) 地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募不可
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 本募集内容は、令和8年度の予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、任用できない場合があります。

12. 申込み・問い合わせ先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

教育委員会事務局 指導室 事務係（区役所6階4番窓口）

電話番号 03-3647-9178